

経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての再検討依頼（行政手続に関するもの）に対する回答（「再検討後の回答」欄）の見方

1. 各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係

「(1) オンライン手続が提供されている場合」と「(2) 提供されていない場合」のいずれに該当するかに応じて、それぞれの基準(それぞれ a~e、f~i)に基づく見直しを実施するかどうかについて回答。d を選択した場合には、併せて f~i の該当性も回答。(実施する場合：○、実施しない場合：×)

(注) 要望事項の性質上、a~d や f~h の一部項目に該当しないもの(例：h において、送付する書類が存在しない場合)が存在します。該当しない項目に対する回答は、「×」「-」「該当なし」又は無記入となっておりますが、各省庁の回答をそのまま記載しております。

また、a~d、f~h に基づく見直しを実施する場合には、具体的にどのような対応を取るかについて回答。

(1) オンライン手続が提供されている行政手続等について

分類	内容
a	オンライン手続の周知を図り、利用を奨励する。
b	オンライン利用開始のための手続をオフィスに行かずに済ませよう、手続負担の軽減を図る。
c	オンライン手続自体が利用しにくい(別途書面の提出が必要等)あるいはオンラインで手続が完結しているとは言い難い場合について、高い利便性をもってオンラインで手続が完結するよう、手続負担の軽減を図る。
d	オンライン手続が提供されていることを理由に、緊急対応として必要な見直しを行わないことがないようにするとともにオンライン手続を利用できない者への対応のため、オンライン手続が提供されている場合であっても、オンライン手続が提供されていない手続(下記(2))に準じた緊急対応を行う。
e	上記 a から d の取組を実施しない場合について、その理由。

(2) オンライン手続が提供されていない行政手続等について

分類	内容
f	文書を PDF 等によって添付する形で e メールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出を認める。押印については、押印が必要な手続(後記 2. 参照)に従って対応(押印の廃止、省略等)する。添付書類のうち、官公署での取得が必要なものなどテレワーク環境下で直ちに提出が困難なものについては、添付の省略又は後日送付を認める。
g	報告書や届出書等の提出期限については、柔軟に対応する。
h	各府省から、個人・企業等に対して送付(郵送、ファックス)する書類について、希望しない者を除いて、e メール(文書を PDF 等で添付)での送付を行う。
i	上記 f から h の取組を実施しない場合について、その理由。

2. 各種行政手続等の押印原則の撤廃関係

要望事項に指摘されている押印を求めている根拠条文等に応じて、a~d のいずれかの基準に基づいて検討し、当該基準（a~d）に基づく見直しを実施するかどうかについて回答。（実施する場合：○、実施しない場合：×）

また、見直しを実施する場合、具体的にどのような対応を取るかについて回答。

（注）該当しない項目について、「-」「該当なし」又は無記入となっておりますが、各省庁の回答をそのまま記載しております。

分類	内容
a	法令（法律、政令及び省令を言う。以下同じ。）で、押印を条文の規定上求めている書面及び省令・告示に規定する様式上押印が求められている書面 以外の書面（通達やガイドラインで押印を求めているものを含む。） については、 押印を求めないこととする。 押印を求める通達やガイドライン等については、速やかに改正を行うものとする。
b	法令の条文で押印を求めることが規定されておらず、 省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面 については、基本的に押印がなくても書面を受け付けることとする。
c	法令の条文で押印を求めることが規定されておらず、 省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面のうち、押印を求める積極的意味合いが大きいもの については、 法令の条文で押印を求めることが規定されている場合（下記dの場合）に準じて見直しを行う。
d	法令の条文で押印を求めることが規定されている書面 については、押印がなくても書面を受け付けることができるか検討し、 可能な限り、押印がなくても書面を受け付ける。
e	上記a及びbの取組を実施しない場合、c及びdの検討の結果、押印がなくても受け付ける取組としない場合について、その理由。
f	押印の代わりに電子署名による手続が可能なものについては、その旨の周知を行う。実印を求めていない行政手続等については、従来の電子署名法の電子署名以外の簡易な民間電子認証サービスその他の本人確認方法の利用を検討する。

3. 個人・法人に対して対面での対応を求める手続関係

a~c のいずれかの基準に基づいて検討し、当該基準（a~c）に基づく見直しを実施するかどうかについて回答。また、見直しを実施する場合、具体的にどのような対応を取るかについて回答。（実施する場合：○、実施しない場合：×）

（注）該当しない項目について、「-」「該当なし」又は無記入となっておりますが、各省庁の回答をそのまま記載しております。

分類	内容
a	慣行等として行われている立ち合い等（建設現場への立ち合い、機器のメンテナンス等を含む）については、原則としてオンラインでの対応を行う。
b	法令に基づく講習等については、可能な限りオンライン対応を行う。オンライン対応が不可能な場合には、講習等の実施に関して一定の猶予期間を与えるなどの措置を講じる。
c	その他の対面手続についても、可能な限りオンライン対応を行う。
d	上記aからcの取組を実施しない場合について、その理由。